

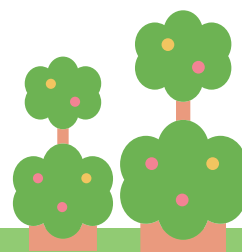
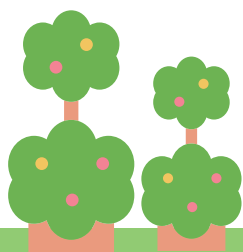
# 第3期 境町 子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

概要版



令和7年3月  
境町



## ◎ 計画策定の背景・趣旨

境町では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「境町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育施設の整備や地域子ども・子育て支援事業の実施などを計画的に進めてきました。

「第3期境町子ども・子育て支援事業計画」は、第2期計画が終了することに伴い、未来を担う境町子どもたちが幸せに成長し、暮らしていくための子ども・子育て支援の環境を整備し、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめ、第2期計画を引き継ぐものとして策定するものです。

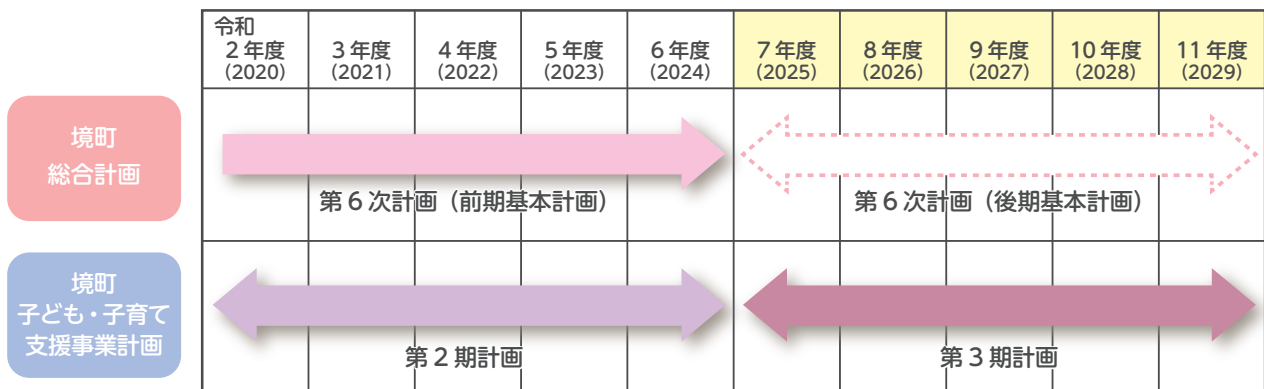
## ◎ 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」（次世代育成支援計画）を一体化した計画です。

## ◎ 計画の期間

計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2030年度）までの5年間とします。

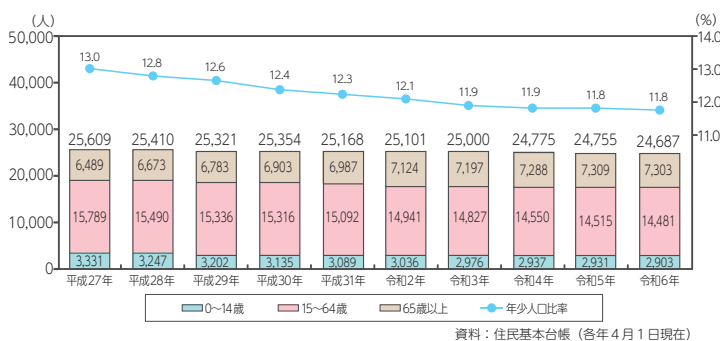
なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。



## ◎ 境町の現状

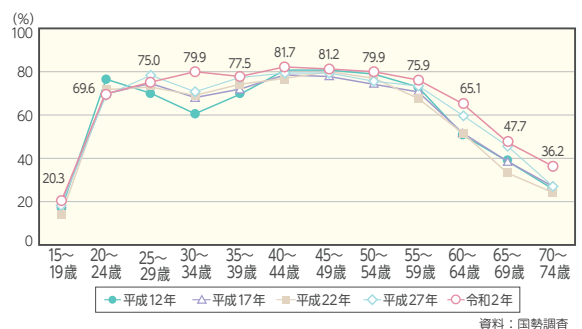
### ●人口の動向

本町の人口は、ゆるやかな減少が続いています。令和6年には24,687人となり、平成27年から922人減少しました。0～14歳の年少人口、15～64歳までの生産年齢人口はともに減少傾向で推移していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。



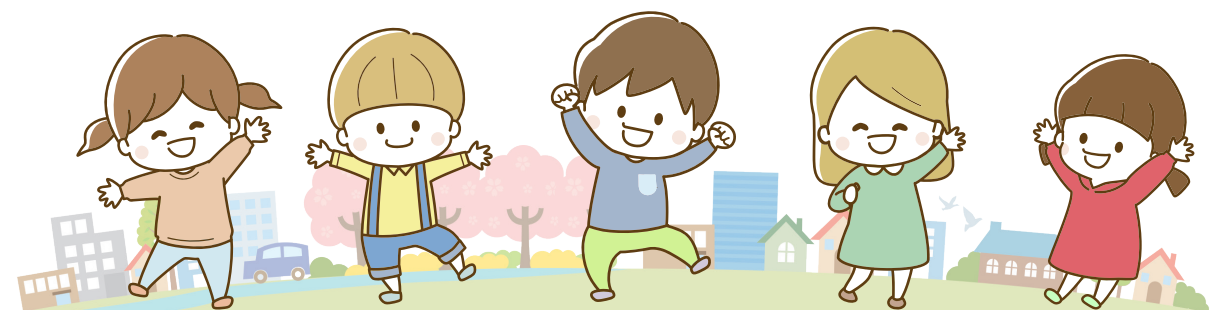
### ●女性の労働力

女性の労働力率は、結婚・出産・育児期にあたる年代に離職し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られていますが、近年では、その曲線が緩和され台形に近づいています。



## ◎ 基本理念

次世代への“かけがえのない一つの生命”を応援する！



第2期計画では、「次世代への“かけがえのない一つの生命（いのち）”を応援する！」を基本理念として掲げ、次世代を担う子どもたちの成長を願う取組に努めてきました。

本計画においても基本理念を継承し、子どもたちが本町の豊かな自然のなかで健やかにのびのびと育ち、親が楽しく子育てをしながら自らも成長できる、温かいまなざしと支え合いのこころにあふれたよりよい子育て環境を目指します。

## ◎ 基本方針

### 基本方針1 <子どもの育ち・成長の輪> すべての子どもが愛されて育つ

本町は、子どもの人権を尊重し、豊かな自然の中での体験活動や、高齢者等との交流をととして正しい生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど、「生きる力」を育み、豊かな人間性と社会性が養われる『子どもの育ち』を応援します。

人びとの交流をととして連帯の輪を広げ、子育て家庭を地域で支え、すべての家庭がゆとりと安心をもって子育てができるように、温かい地域づくりの形成を目指します。

### 基本方針2 <親の育ち・愛情の輪> すべての親が応援されて育つ

本町は、子育てと仕事の両立を実現するための多様なサービスの充実を図るとともに、親同士、親子同士の交流の機会を創りだし、子育てへの負担や不安を解消する精神的な支援を行い、すべての子育て家庭が子どもに愛情を持って接し、ゆとりのある楽しい生活がおくれるよう、『親の育ち』を応援します。

### 基本方針3 <地域の育ち・交流の輪> 地域全体で親子の成長を応援する

本町は、人びとの交流をととして連帯の輪を広げ、子育て家庭を地域で支えるとともに、教育・保育施設や道路・居住環境の整備など、ハード面での支援を進め、地域の中で子育てが大事にされ、子どもが健やかに成長できるよう『地域の育ち』を応援します。

## ◎ 施策の体系

基本理念を踏まえるとともに、第2期境町子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、設定した基本方針毎の取組分野と分野ごとの施策を体系図で示しました。

### 基本理念

次世代への“かけがえのない一つの生命”を応援する！

### 基本方針

1 すべての子どもが  
愛されて育つ

2 すべての親が  
応援されて育つ

3 地域全体で親子の  
成長を応援する

### 取組分野

#### 分野 1

地域ぐるみの子育て支援

#### 分野 2

支える力を大きくするために

#### 分野 3

豊かな人間性をはぐくむ  
教育環境の整備

#### 分野 4

良質な生活環境の整備と  
子どもの安全

#### 分野 5

職業生活と家庭生活の両立支援

#### 分野 6

特にきめ細やかな配慮が  
必要な取り組み

### 取組分野ごとの施策

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 教育・保育サービスの充実
- (3) 子育て家庭への相談・情報提供
- (4) 子どもの健全な育成支援

- (1) 結婚・妊娠・出産から育児までの切れ目ない支援
- (2) 子どもや母親の健康の確保
- (3) 食育の推進
- (4) 思春期保健対策の充実
- (5) 小児医療等の充実

- (1) 学校等の教育環境の整備
- (2) 地域活動、スポーツ環境の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上

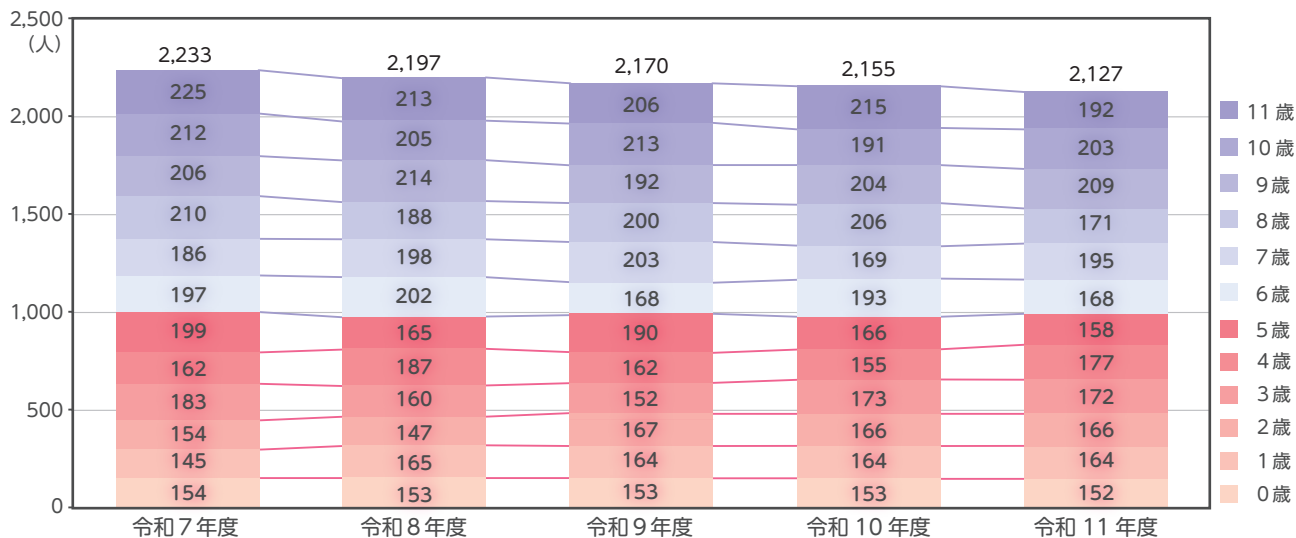
- (1) 良質な住宅、良質な居住環境の確保
- (2) 道路交通環境の整備、交通安全の確保
- (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動

- (1) 多様な働き方、男性を含めた働き方の見直し等
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

- (1) 子どもの権利・人権の尊重
- (2) 児童虐待防止、被害にあった子どもの保護
- (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (4) 障害児施策の充実

## ◎ 将来の子どもの人口

計画期間（令和7年度から令和11年度）における子どもの人口を、住民基本台帳人口（各年4月1日現在）に基づき、コホート変化率法を用いて推計し、教育・保育の必要量などの算出の基礎としました。



（単位：人）

|         | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳      | 154   | 153   | 153   | 153    | 152    |
| 1歳      | 145   | 165   | 164   | 164    | 164    |
| 2歳      | 154   | 147   | 167   | 166    | 166    |
| 3歳      | 183   | 160   | 152   | 173    | 172    |
| 4歳      | 162   | 187   | 162   | 155    | 177    |
| 5歳      | 199   | 165   | 190   | 166    | 158    |
| 0～5歳小計  | 997   | 977   | 988   | 977    | 989    |
| 6歳      | 197   | 202   | 168   | 193    | 168    |
| 7歳      | 186   | 198   | 203   | 169    | 195    |
| 8歳      | 210   | 188   | 200   | 206    | 171    |
| 9歳      | 206   | 214   | 192   | 204    | 209    |
| 10歳     | 212   | 205   | 213   | 191    | 203    |
| 11歳     | 225   | 213   | 206   | 215    | 192    |
| 6～11歳小計 | 1,236 | 1,220 | 1,182 | 1,178  | 1,138  |
| 合計      | 2,233 | 2,197 | 2,170 | 2,155  | 2,127  |

## ◎ 「量の見込み」と「確保の方策」

### ●教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方

「子ども・子育て支援法」第61条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育の提供区域」を設定することとされています。町全体で1区域として設定しました。

| 1区域<br>(町全域) | 認定こども園 | 保育所 |
|--------------|--------|-----|
|              | 5園     | 4園  |

## ● 教育・保育事業等の「量の見込み」と「確保の方策」

### ① 認定こども園（1号認定：3歳～5歳児）

認定こども園の利用を希望し、保育を必要としない3歳から小学校就学前までの児童に対して、認定こども園の施設の必要量を確保し、教育・保育の提供体制を整備します。

|            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ① 量の見込み（人） | 154   | 145   | 143   | 140    | 144    |
| ② 確保方策（人）  | 160   | 160   | 160   | 160    | 160    |
| 特定教育・保育施設  | 160   | 160   | 160   | 160    | 160    |
| 確認を受けない幼稚園 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| ②－①        | 6     | 15    | 17    | 20     | 16     |

### ② 保育所（園）など（2号認定：3歳～5歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする3歳から小学校就学前までの児童を保育する認可保育所などの設備の充実等を進め、保育所の環境改善に努めます。

|               | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ① 量の見込み（人）    | 363   | 341   | 336   | 330    | 338    |
| ② 確保方策（人）     | 380   | 380   | 380   | 380    | 380    |
| 保育所（園）、認定こども園 | 380   | 380   | 380   | 380    | 380    |
| 地域型保育事業       | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| ②－①           | 17    | 39    | 44    | 50     | 42     |

### ③ 保育所（園）など（3号認定：0歳～2歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳児までの児童を保育する認可保育所などの設備の充実等を進め、保育所の環境改善に努めます。

|                       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ① 量の見込み（人）            | 235   | 242   | 255   | 255    | 255    |
| ② 確保方策（人）             | 245   | 255   | 265   | 265    | 265    |
| 保育所（園）、認定こども園         | 236   | 246   | 256   | 256    | 256    |
| 地域型保育事業・<br>企業主導型保育施設 | 9     | 9     | 9     | 9      | 9      |
| ②－①                   | 10    | 13    | 10    | 10     | 10     |



## ● 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

| 事業名                                | 単位          | 見 込 量 |       |        | 事業の内容                                                                                                |
|------------------------------------|-------------|-------|-------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                    |             | R 7年度 | R 9年度 | R 11年度 |                                                                                                      |
| 利用者支援事業                            | 見込み<br>(か所) | 1     | 1     | 1      | 子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。               |
|                                    | 確保量<br>(か所) | 1     | 1     | 1      |                                                                                                      |
| 地域子育て支援拠点事業                        | 見込み<br>(人回) | 5,076 | 5,423 | 5,400  | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。                                          |
|                                    | 確保量<br>(人回) | 5,076 | 5,423 | 5,400  |                                                                                                      |
| 妊婦健康診査                             | 見込み<br>(回)  | 1,623 | 1,623 | 1,623  | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。         |
|                                    | 確保量<br>(回)  | 1,623 | 1,623 | 1,623  |                                                                                                      |
| 乳児家庭全戸訪問事業                         | 見込み<br>(人)  | 150   | 146   | 142    | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。                                               |
|                                    | 確保量<br>(人)  | 150   | 146   | 142    |                                                                                                      |
| 養育支援訪問事業                           | 見込み<br>(人)  | 7     | 7     | 7      | 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。                                        |
|                                    | 確保量<br>(人)  | 7     | 7     | 7      |                                                                                                      |
| 子どもを守る<br>地域ネットワーク機能強化<br>事業       | 見込み<br>(回)  | 10    | 10    | 10     | 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。 |
|                                    | 確保量<br>(回)  | 10    | 10    | 10     |                                                                                                      |
| 子育て短期支援事業<br>(ショートステイ)             | 見込み<br>(人日) | 3     | 3     | 3      | 保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業: ショートステイ事業)です。          |
|                                    | 確保量<br>(人日) | 3     | 3     | 3      |                                                                                                      |
| 子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業) | 見込み<br>(人日) | 386   | 369   | 356    | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。       |
|                                    | 確保量<br>(人日) | 386   | 369   | 356    |                                                                                                      |
| 一時預かり事業<br>(在園児対象型)                | 見込み<br>(人日) | 290   | 269   | 271    | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。        |
|                                    | 確保量<br>(人日) | 290   | 269   | 271    |                                                                                                      |
| 一時預かり事業<br>(在園児対象型を除く)             | 見込み<br>(人日) | 548   | 508   | 511    |                                                                                                      |
|                                    | 確保量<br>(人日) | 548   | 508   | 511    |                                                                                                      |
| 延長保育事業                             | 見込み<br>(人)  | 77    | 77    | 77     | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。                                       |
|                                    | 確保量<br>(人)  | 77    | 77    | 77     |                                                                                                      |
| 病児保育事業、<br>子育て援助活動支援事業             | 見込み<br>(人日) | 32    | 32    | 32     | 病児について、病院・保育所等に専用スペース等を設け、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。                                                     |
|                                    | 確保量<br>(人日) | 32    | 32    | 32     |                                                                                                      |
| 放課後児童健全<br>育成事業等                   | 見込み<br>(人)  | 452   | 432   | 413    | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。              |
|                                    | 確保量<br>(人)  | 453   | 433   | 453    |                                                                                                      |
| 産後ケア事業                             | 見込み<br>(人)  | 5     | 5     | 5      | 出産後、家族等から十分な家事育児等の援助が受けられない、また、育児に不安があるお母さんに対して、心身のケアや育児サポート等を行います。                                  |
|                                    | 確保量<br>(人)  | 5     | 5     | 5      |                                                                                                      |

| 事業名           | 単位         | 見込量   |       |        | 事業の内容                                                                                               |
|---------------|------------|-------|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               |            | R 7年度 | R 9年度 | R 11年度 |                                                                                                     |
| 乳児等通園支援事業     | 見込み<br>(人) | 0     | 15    | 14     | 令和8年度から行われる新たな事業です。保護者の就労要件などを問わず、0歳6か月から満3歳未満を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所などに預けることができる制度です。            |
|               | 確保量<br>(人) | 0     | 15    | 14     |                                                                                                     |
| 実費徴収に伴う補足給付事業 | 見込み<br>(人) | 1     | 1     | 1      | 保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。 |
|               | 確保量<br>(人) | 1     | 1     | 1      |                                                                                                     |
| 多様な主体の参入促進事業  | 見込み<br>(人) | 0     | 0     | 0      | 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。                   |
|               | 確保量<br>(人) | 0     | 0     | 0      |                                                                                                     |
| 妊婦等包括相談支援事業   | 見込み<br>(人) | 288   | 288   | 288    | 妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行うための事業です。                                                |
|               | 確保量<br>(人) | 288   | 288   | 288    |                                                                                                     |
| 子育て世帯訪問支援事業   | 見込み<br>(人) | 286   | 286   | 286    | 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭などの居宅を訪問支援員（ホームヘルパー等）が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。          |
|               | 確保量<br>(人) | 286   | 286   | 286    |                                                                                                     |

## ◎ 計画の推進に向けて

### 1. 取組の方針

本計画は、本町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。

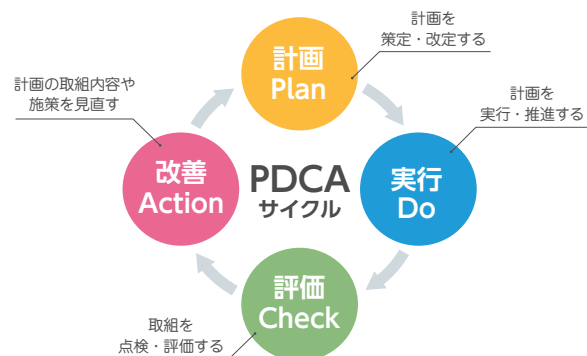
また、社会・地域・家庭で支え合うことを目指すことから、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体をはじめとした、町民一人ひとりが行政と協力して計画の推進に取り組みます。

### 2. 計画の推進体制

保育・教育関係者、学識経験者、保護者等から構成される「境町子ども・子育て家庭支援会議」において、毎年度の計画実施状況の把握と検討を行います。また、本計画の策定及び見直しについて審議します。

### 3. 計画の進捗管理と点検・評価

計画推進の中心となる「境町子ども・子育て家庭支援会議」において、計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、多くの町民の声が生かせるよう広報や町のホームページ等を活用した意見の収集に努め、本計画の評価、改善を継続的に進めます。



## 第3期境町子ども・子育て支援事業計画《概要版》

令和7年度～令和11年度

発行年月 令和7年3月  
 発行 境町  
 編集 町民生活部 子ども未来課  
 住所 〒306-0495  
 茨城県猿島郡境町391番地1